

平成23年度 公益財団法人 秋田県長寿社会振興財団 事業計画（公益財団法人移行後）

I 基本方針

当財団は、平成元年（1989年）7月に設立され、創設23年目を迎える。

本年3月22日には、公益法人新制度の移行認定を受け、4月1日付けで新たな公益財団法人としてスタートする予定となっている。

本年度は、新公益法人へ移行後の初年度として、公益事業の一層の充実に努めるとともに、適切で効率的な運営を行い、運営基盤の構築を図ることとする。

事業の内容として、公益目的事業1では、高齢者の生きがい健康づくり等の事業の実施、及び高齢者の生活全般にわたる総合的な相談体制等を整備・支援することにより、明るく活力ある長寿社会づくりの推進に寄与する事業を掲げ、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業、高齢者総合相談・支援事業を実施することとしている。

公益目的事業2では、介護従事者や家族等を対象とした講座・研修会等の開催、及び介護サービス等の情報の公表、提供に関する事業等の実施により、高齢者等への保健・医療・福祉サービス等の質の向上に寄与する事業を掲げ、介護実習・普及センターの運営、シルバーサービスの振興、介護支援専門員の養成事業の実施、介護サービス情報の公表事業を実施することとしている。

いずれも財団設立当初から、年次ごとに実績・成果を積み上げてきた事業であるが、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業では、生きがい健康づくりに関する多様化した高齢者のニーズの拡大に伴い、元気で活動的な高齢者の活力を活かした社会環境づくりは重要な課題であるが、実践する組織づくり、人づくり、気運づくりをめざし、健康・長寿に関する多様な事業を展開し、より一層啓発普及に努めてまいりたいと考えている。

今年度は特に新規事業として、「健康長寿あきたの秘訣十カ条（仮称）」普及啓発事業を実施し、アンケート調査、パンフレットの作成、実践活動を通じ、健康づくり等に関する啓発を図ることとする。

高齢者や家族からの相談・支援については、高齢者総合相談センターの運営の充実に図るほか、昨年度から実施している認知症コールセンターの運営では、認知症特別相談を開催するなど、認知症に関する啓発・普及を図るとともに、定期相談会を毎月開催する高齢者権利擁護等推進事業とあわせて、利用者の立場にたった相談対応に努めることとし、適切な運営を図ってまいりたい。

介護保険制度が施行され12年目を迎えるが、介護問題をはじめとした幅広い高齢者の諸課題への対応が求められる時代となり、これらの課題に適切に対応するため、介護従事者の研修、県民に対する介護の啓発、及び介護保険制度の円滑な運営のために、マンパワーの養成研修等の実施が求められている。

こうした中で、介護実習・普及センターの運営では、介護現場における介護従事者の資質の向上を図るため、各種研修を実施するほか、特に認知症に関する普及啓発事業や、看護職員を対象とした権利擁護の視点に立った研修を実施する予定としている。

また、福祉用具の展示環境を整備し、利用者への相談体制の充実や福祉用具の普及と適切な利用を図ることとしている。

さらに、介護保険制度のキーパーソンとなる介護支援専門員（ケアマネジャー）に係る事業として、実務研修受講試験を実施するほか、実務研修・現任研修等の内容の充実強化を図ってまいりたい。

なお24年度には、介護保険制度の改正の中で、介護支援専門員の研修内容等の改正も検討されており、改正内容の周知徹底を図ることとしている。

平成18年度から施行された、介護サービス情報の公表制度については、利用者が介護サービス事業者を選択する際の判断に資する情報を、円滑かつ容易に取得できる環境整備を図るために実施されている。

当財団は、介護サービス情報公表センターとして県から指定を受け、利用者に適切な介護サービス情報を公表・提供するよう、その運営に当たってきたが、23年度も引き続き、利用者に活用される制度として定着するよう、利用者や介護支援専門員等に対し、普及啓発に努めてまいりたい。

なお、24年度には、制度の大幅な見直しが予定されているが、その改正内容について、利用者や各市町村、介護サービス事業所等に周知徹底を図ることとしている。

II 事業の基本的な柱

1. 法人の適正運営

(1) 会務の運営

- 理事会の開催
- 評議員会の開催
- 監事会の開催

2. 明るい長寿社会づくり推進機構事業の実施

- (1) 高齢者の生きがいと健康づくりに関する情報収集・提供
(情報誌による情報発信、ブログによる情報発信)
- (2) 「健康長寿あきたの秘訣十カ条(仮称)」普及啓発事業の実施(新規)
(アンケート調査、パンフレットの作成、実践活動)
- (3) 高齢者の健康づくり及び創作活動等の推進
(全国健康福祉祭への派遣、スポーツ交流会(全県・県北・県南)の開催、福祉・文化の集い、いきいきシルバー美術展の開催)
- (4) 高齢者の社会参加活動の推進
(秋田LL大学園の開催、シニアボランティアの活動促進)
- (5) 高齢者の仲間づくり支援事業の実施
(県内高齢者グループ・サークル活動実態調査、グループ・サークルの紹介)

3. 高齢者総合相談センター(シルバー110番)運営事業の実施

- (1) 各種相談活動の実施(一般相談、専門相談、シルバー110番なんでも相談の実施)
- (2) 高齢者権利擁護等推進事業の実施
(定期相談会、事例検討会、研修会の開催)
- (3) 各相談機関との連携強化及び相談員等の研修の実施
(連絡会議の開催、相談員研修会の開催、各相談機関との連携)
- (4) 各種情報の収集・提供
- (5) 高齢者向け住宅改修の促進と福祉機器等の利用の啓発

4. 認知症コールセンター運営事業の実施

- (1) 認知症コールセンターの相談業務の実施
- (2) 認知症特別相談の開催(新規)

5. 介護実習・普及センター運営事業の実施

- (1) 高齢者に関する介護知識・技術等普及促進事業の実施(各種講座の開催)
- (2) 介護保険サービス提供者等を対象にする研修事業の実施
(福祉用具・住宅改修研修、サービス提供責任者研修、介護・看護に従事する専門職に対する研修)

- (3) 別途委託・補助事業の実施
(高齢者介護予防推進事業、福祉・介護分野人材キャリアアップ研修等臨時対策事業、高齢者権利擁護推進事業、認知症普及啓発事業)
- (4) 自主事業の実施
(認知症ケア専門士認定試験受験対策講座、生活支援技術研修)

6. 介護支援専門員養成事業の実施

- (1) 介護支援専門員実務研修受講試験の実施
- (2) 介護支援専門員実務研修、現任研修（基礎研修、専門研修Ⅰ・Ⅱ）等の実施
- (3) 主任介護支援専門員研修の実施
- (4) 介護支援専門員更新研修の実施
- (5) 介護支援専門員再研修の実施
- (6) 主任介護支援専門員フォローアップ研修の実施

7. 介護サービス情報公表センターの運営事業の実施

- (1) 指定介護サービス情報公表センターの運営
- (2) 「介護サービス情報の公表」制度施行支援事業の実施
- (3) 地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護）の外部評価調査員の養成研修事業の実施

8. シルバーサービス振興事業の実施

- (1) 介護保険セミナー・生きがいセミナー等の開催
- (2) シルバーサービス展の開催

Ⅲ 法人の適正運営

1. 理事会・評議員会の開催

定款の定めるところにより、定例理事会・評議員会を年2回開催するほか、公益財団法人としての運営の進捗状況を確認するため、必要に応じて随時開催。

定例理事会、評議員会 平成23年5月、平成24年3月

2. 監事会の開催

平成23年4月

公益財団法人としての運営の進捗状況を確認するため、必要に応じて随時開催。

Ⅳ 明るい長寿社会づくり推進機構事業の実施 (県補助事業)

予算額 22,889千円

高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため。県、市町村、関係機関・団体と連携し、高齢者の生きがい活動、スポーツ・健康づくり活動等の推進する組織づくりを図り、高齢者の社会参加活動の振興を図る。

1. 高齢者の生きがいと健康づくりに関する情報収集・提供

(1) 情報誌による高齢者向け情報発信

秋田魁新報社が発行する生活情報誌「郷」を通じて、高齢者向けの総合的な情報を発信して、明るい長寿社会に向けての啓発・普及を図る。(年6回発行)

- ① LL財団に関する事業案内・事業報告
- ② 生きがい健康づくりに関する情報
- ③ シニアサークルに関する情報

(2) LL財団事業紹介等のホームページの運営

財団が開設しているホームページによる各種事業の紹介と参加者募集をインターネットを活用した情報を発信する。

(3) ブログによる情報発信

インターネットのブログによる生きがい健康づくり仲間づくり情報を発信する。

2. 「健康長寿あきたの“秘訣十ヶ条” (仮称)」普及啓発事業の実施 (新規)

(予算額再掲 2,958千円)

高齢者に対して健康や生きがいづくりの秘訣等に関するアンケート調査を行い、集計結果を関係機関の意見を踏まえて「健康長寿あきたの“秘訣十ヶ条” (仮称)」を作成し、県民各層に対して啓発を図り、健康長寿の実現を目指す。

(1) 健康や生きがいがづくりの秘訣に関するアンケート調査の実施

LL大学園OBや老人クラブ、老人関係施設（デイ・ケアハウス）等に健康や生きがいがづくりの秘訣に関するアンケート調査を実施する。

(2) 「健康長寿あきたの“秘訣十ヶ条”（仮称）」パンフレット作成配布

秋田県広報紙に「健康長寿あきたの“秘訣十ヶ条”（仮称）」を紹介し、県民各層に対して啓発を図る。

(3) 実践「健康長寿あきたの“秘訣十ヶ条”（仮称）」の推進

「健康長寿あきたの“秘訣十ヶ条”（仮称）」の効果状況の把握のため、実践依頼しその効果を分析報告する。

3. 高齢者の健康づくり及び創作活動等の推進・提供

(1) 全国健康福祉祭（ねんりんピック）への派遣

高齢者の健康づくり及び生きがいの高揚を図ることを目的に開催される「ねんりんピック熊本2011」に選手を派遣する。

- ・名称 第24回全国健康福祉祭くまもと大会
- ・期 日 平成23年10月15日（土）～10月18日（火）
- ・会 場 熊本県下 9市4町
- ・派遣予定 133名
- ・参加種目（予定）
 - ① スポーツ交流大会（10種目）
卓球、テニス、ソフトテニス、ソフトボール、ゲートボール、ゴルフ、ペタンク、マラソン、弓道、剣道
 - ② ふれあいスポーツ交流大会（8種目）
グラウンド・ゴルフ、なぎなた、ウォークラリー、太極拳、ソフトバレーボール、サッカー、ダンススポーツ、ボウリング
 - ③ 文化交流大会（6種目）
囲碁、将棋、俳句、かるた（百人一首）、健康マーじゃん、美術展
 - ④ その他のイベント
シンポジウム、健康福祉機器展、ファッションショー、音楽文化祭、地域文化伝承館
- ・会議等 選手選考委員会、担当者全国会議、選手結団式

(2) いきいき長寿あきた2011ねんりんピック スポーツ交流会の開催

高齢者を中心にスポーツイベント・文化イベントを通じて、高齢者の生きがいと健康づくりを高め、福祉に関する県民の意識啓発を促進するとともに、地域間、世代間の交流を図ることにより、明るく活力のある長寿社会の実現をめざす。

- ・期 日 平成23年9月10日（土） ※ソフトテニス9月17日（土）
テニス9月18日（日）
- ・会 場 秋田市 秋田県立体育館、秋田県立武道館、八橋運動公園多目的グラウンド、中央公園テニスコート、北野田テニスコート 他

- ・実施種目（12種目）
卓球、テニス、ソフトテニス、ソフトボール、ゲートボール、ペタンク、弓道、
剣道、グラウンド・ゴルフ、太極拳、囲碁、将棋
- ・参加選手 約1,200名

（3）いきいき長寿あきた2011ねんりんピック スポーツ（県北・県南）交流会の開催

昨年度の、“スポーツ人口の裾野の拡大や、健康で豊かな生活の実現を目指す”とした秋田県の「スポーツ立県あきた」の宣言を受け、高齢者のスポーツへの参加機会を増やし、スポーツ活動の活性化を図ることをねらいとして、昨年度に引き続き、県北・県南においても交流大会を開催する。

- ・期 日 平成23年7月下旬、平成23年10月下旬
- ・会 場 大仙市、横手市、大館市、能代市
- ・実施種目（6種目）
卓球、テニス、ソフトテニス、ゲートボール、ペタンク、グラウンド・ゴルフ
- ・参加選手 約1,200名

（4）いきいき長寿あきた2011ねんりんピック 福祉・文化の集いの開催

シニアの方々の趣味創作活動やシニアグループの社会参加実践活動などを紹介したり、高齢者とのふれあいから世代間交流を図りながら、相互の理解を深めながら明るい長寿社会づくりへの啓発を目的とする。

- ・期 日 平成23年11月13日（日）
- ・会 場 中央シルバーエリア
- ・実施内容 いきいき講演会、シニアグループ活動発表

（5）いきいきシルバー美術展の開催

高齢者の創作による、日本画、洋画、彫刻、工芸、書及び写真の作品を展示し、高齢者の文化活動を促進するとともに、ふれあいと生きがいづくりを推進する。

- ・期 日 平成23年11月10日（金）～18日（金）
- ・会 場 中央シルバーエリア

4. 高齢者の社会参加活動の推進

（1）秋田LL大学園の開催

①秋田LL大学園秋田会場・能代会場・湯沢会場の開催

学びながら仲間づくりができる入門講座として実施する。

- ・開催期間 6月～12月（毎月1～2回）
- ・会 場 中央シルバーエリア 他
- ・定 員 160名

（2）シニアボランティアの活動促進

① いきいき特派員の活動支援

インターネットのブログを活用してのイベント・講演会情報案内を促進する。

- ・地域においてのイベントや講演会等の情報収集
- ・パソコン操作講習

- ② ロングライフアドバイザーの活動支援
県内9圏域にあるロングライフアドバイザー連絡協議会の運営を支援し、活動の促進を図る。
 - ・講演会・研修会の開催支援

- ③ 秋田シニアネットワークの活動支援
サラリーマンシニアの地域における活動を支援する。
 - ・定期的なイベント（施設見学、講演会、講習会）の開催
 - ・運営委員会の開催

- ④ 秋田LL大学園OB会の活動支援
LL大学園のOB会の活動を支援する。

5. 高齢者の仲間づくり支援事業の実施

(1) 県内高齢者グループ・サークル活動の実態調査の実施

同じ趣味や興味を持つ高齢者が集まって活動しているグループ・サークル活動の情報収集のため県内市町村等への実態調査を行う。

(2) インターネットのホームページによるシニアグループ・サークルの紹介

LL財団ホームページを活用し、県内のシニアグループを紹介する。

(3) 高齢者グループ・サークルの入会案内

家庭に閉じこもりがちな高齢者の社会参加活動の推進を図る。

(4) グループ・サークルの新規結成にかかる情報提供

新しいグループ・サークルを立ち上げようとしている高齢者に対して関連情報の提供を行う。

(5) 生きがい関連団体との情報交換

生きがい関連団体との意見交換を図り、生きがいと健康づくり活動の普及・啓発を図る。

V 県高齢者総合相談センター（シルバー110番）の運営事業の実施

予算額 12,355千円

高齢者及び高齢者をかかえる家族の各種の悩みごと、心配ごとの相談に応じその解決の手助けを行うとともに、福祉用具の展示紹介や、高齢者向けの総合的な情報の収集・提供等を行うほか、各種相談機関との連携を強め、高齢者及びその家族等の福祉の増進を図る。

また、地域包括支援センターが行っている権利養護等の相談体制を支援するため、県から受託している「高齢者権利擁護等推進事業」をよりきめ細かく実施し、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応支援など、相互に連携を図るとともに、県民への啓発・普及を図る。

さらには、昨年度に県から受託した「認知症コールセンター」については、県民が気軽に相談できる相談機関になるよう、高齢者総合相談センターが培ってきたこれまでの相談技術や運営ノウハウを活用しながら連携を図っていくこととする。

また、県内の各種相談機関で構成する、「心のセーフティネット」、「県被害者支援連絡協議会」等との連携を図り、県民の抱えている悩みごと、心配ごとの相談に応じることとする。

1. 各種相談活動の実施

(1) 一般相談及び専門相談の実施

一般相談（くらしの一般相談、保健・介護相談等）については、常時相談に応じるものとし、専門相談（法律、人生、高齢者権利擁護定期相談、福祉用具住宅改修相談）については、引き続き充実・強化を図り、効率化を進める。

- | | |
|---------|---|
| 1) 相談日 | 月曜日から土曜日まで毎日
(但し、日曜日、祝祭日、年末年始はお休み) |
| 2) 開設時間 | 一般相談 午前9時から午後5時まで
専門相談 午後1時から午後4時まで |
| 3) 相談方法 | 電話、来所、文書等 |
| 4) 相談内容 | |
| ①一般相談 | 家族や人間関係、老後の不安、施設入所、在宅福祉サービス、健康・保健・介護、就労等に関する相談(常勤相談員) |
| ②専門相談 | 法律、人生、高齢者の権利擁護定期相談、福祉用具・住宅改修等、専門的分野に関する相談(専門相談員) |

(2) 「シルバー110番なんでも相談」の開催

高齢者の一日総合相談を開設し、悩みごと心配ごとの解決を図るとともに、高齢者総合相談センター利用促進のためのPRも併せて行う。

また、必要に応じて関係専門相談機関と連携し、特別相談を行う。

期 日 平成23年9月13日(火) 13時から16時まで

場 所 中央シルバーエリア

2. 高齢者権利擁護等推進事業の実施

(予算額再掲1,696千円)

成年後見制度の活用、高齢者虐待、消費者被害等を中心とした権利擁護に関する専門的相談体制を構築し、県内の権利擁護の取り組みを支援する。

(1) 定期相談会の開催(回数が増)

成年後見制度の手続き、虐待対応等困難事例への対応等、高齢者の権利擁護に関する専門的な相談を地域包括支援センターや、高齢者本人、その家族等から受け、弁護士、司法書士、社会福祉士等が対応する。

毎月 第3木曜日(午後1時~4時まで) (年12回)
(23年度は、司法書士会の協力を得て、毎月開催する。)

(2) 事例検討会の開催

市町村や地域包括支援センター等からの権利侵害、虐待、消費者被害等の困難事例への対応等の事例検討会を開催し、弁護士、司法書士、社会福祉士等の支援を通じ、事例を通し対応のあり方を学ぶとともに、相互の連携のもとに、今後の地域の相談活動に活かす。

県北、県央、県南の3カ所で開催(開催地の地域包括支援センターと連携)

(3) 研修会の開催

高齢者の権利擁護に関する普及や取り組みの促進を目的とした、先進地事例や活動状況の紹介、情報交換等の内容の研修会を開催する。

県央1カ所で開催

3. 各種相談機関との連携強化及び相談員等の研修の実施

(1) 高齢者関係相談機関連絡会議並びに高齢者関係相談員研修会の開催

各地域で高齢者関係相談に係わっている市町村、市町村地域包括支援センター、市町村社協等、県段階の各相談機関等を対象に相談状況や高齢者をめぐる課題・問題点等について意見交換し、併せて関係機関の連携強化を図るため、連絡会議を開催する。また、必要に応じて相談員研修会を開催する。

(2) 各種相談機関との連携

県内の各種相談機関で構成する、「心のセーフティネット」、「県被害者支援連絡協議会」等との連携を図り、県民の抱えている悩みごと、心配ごととの相談に応じることとする。

4. 各種情報の収集・提供

高齢者向けの各種情報（福祉、保健、医療、就労、生きがい等）の収集については、市町村並びに他の情報提供機関とのネットワークをさらに強化し情報収集・提供し、啓発に努める。

また、高齢者の介護や相談に関する資料を作成するなど、随時、市町村・社会福祉協議会・民生委員児童委員・老人クラブ等の関係機関、団体等に対して情報を提供し、介護保険サービスをはじめとした行政施策・諸制度の利用の促進を図る。

5. 高齢者向け住宅改修の促進と福祉機器等の利用の啓発

介護実習・普及センターと連携し、福祉用具展示コーナーとして、住宅改修モデルルームや福祉用具の展示等を行い、機器・用品の紹介、相談も併せて行う。

VI 認知症コールセンター運営事業の実施(県受託事業)

(予算額再掲 3,107千円)

認知症のご本人やご家族に対しては、認知症の知識や介護技術の面だけではなく、精神面も含めた様々な支援が重要であることから、認知症介護に関わっている方や介護経験者等が電話で相談に応じるコールセンターを設置し、気軽に相談ができる体制を構築することにより、認知症の方等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する。

なお23年度は、関係機関・団体の協力を得て特別相談を2回開催する。

1. 認知症コールセンターの相談業務実施

- ① 相談日・相談時間 月曜日から土曜日 午前9時から午後5時まで
但し、日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3を除く))
- ② 電話番号 018-829-2275
- ③ 相談対象 認知症高齢者ご本人やご家族等の介護者など(相談は無料)
- ④ 相談員 認知症の介護経験者と、保健師・看護師・介護福祉士・介護支援専門員の資格を有する者等で対応。

2. 認知症特別相談の開催(新規)

認知症コールセンター特別相談を、医療、保健、介護、家族の会等の協力を得て年2回開催し、認知症に関する相談を受け対応するとともに、認知症コールセンターの利用促進のためのPRも併せて行う。

平成23年度 秋田県高齢者総合相談センター相談日

平成23年 4月 1日

		月	火	水	木	金	土	備 考
くらしの一般相談		○	○	○	○	○	○	午前9時～午後5時 認知症コールセンターで 対応
保健・介護相談		○	○	○	○	○	○	
認知症に関する相談		○	○	○	○	○	○	
専 門 相 談	法 律 相 談		○					第2・第4火曜日 午後1時～午後4時
	人 生 相 談			○				第1水曜日 午後1時～午後4時
	高齢者権利擁護 定期相談				○			第3木曜日 午後1時～午後4時
	福祉用具・住宅改修 相談	○	○	○	○	○	○	随 時
	認知症特別相談							年2回

※日曜日、祝祭日、年末年始は休み。

※専門相談の相談時間は午後1時～午後4時までです。事前に予約が必要。

※人生相談は、第1水曜日が祝祭日のときは、翌日を相談日とする。

※高齢者権利擁護定期相談は、高齢者の権利擁護に関する相談を、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の協力を得て実施する。

※「福祉用具・住宅改修相談」については、建築士、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員、福祉用具専門相談員等の協力を得て随時実施する。

Ⅶ 介護実習・普及センター運営事業の実施

予算額 21,410千円

高齢になっても、介護が必要となっても、地域で支えあいながら、住み慣れた場所で安心して暮らし続けられるように、介護の研修や実習等を通じて県民各層に対し、介護予防も含めた介護知識・技術の普及を図り、高齢社会を皆で支えあうという考え方を広く啓発する。

また、福祉用具の展示・相談、研修体制を整備し、在宅生活の基盤整備が適切に進められるよう相談に応じるとともに、介護サービス従事者を対象とした研修を実施し、福祉用具・住宅改修の普及啓発と知識・技術の習得を図る等、サービスの質の向上と適正なサービス利用を進めるための事業を実施する。

1. 高齢者に関する介護知識・技術等普及促進事業の実施（各種講座の開催）

(1) 福祉用具の常設展示、展示環境の整備

（福祉用具の普及啓発と適切な利用を図るため、講座の開催、相談援助、情報の収集と提供、福祉用具の展示環境の整備）

(2) 高齢者の生活や介護に関する情報の発信

（情報誌「郷」への記事掲載、各種資料等の提供）

(3) 一般向け講座・研修・講演会等の開催

（介護選択講座、在宅介護の基礎講座、講演会等）

2. 介護保険サービス提供者等を対象とした研修事業の実施

(1) 福祉用具に関する研修（2日、1回 40人／回）

(2) 住宅改修に関する研修（1日、2回 120人／回）

在宅で暮らす利用者のニーズに適切に対応できるよう、地域包括支援センター、在宅介護支援センター職員、介護支援専門員、福祉用具専門相談員等を対象に、効果的な福祉用具の選定や活用方法及び利用者の生活の質の向上に資する住宅改修等の知識・技術の修得を図る。

(3) サービス提供責任者に対する研修（訪問介護員）（1日、1回60人／回）

在宅介護サービスの要となる、訪問介護のサービス提供責任者を対象に実務研修を行い、円滑な業務の進め方を身に付け、訪問介護の資質向上と適切なサービス提供を図る。

(4) 介護、看護に従事する専門職に対する研修（医療系4テーマ）

様々な疾病を有する要介護高齢者ケアの現場に必要な医療の知識をテーマにした研修を実施し、利用者の悪化を防止し、予防や回復の支援に役立てる。

（2日、1回 80人／回）

3. 別途委託・補助事業の実施

(1) 高齢者介護予防推進事業の実施(県委託事業)

○ 介護予防従事者研修

介護予防事業を円滑で効果的に進めるために、市町村、介護予防事業所職員の資質向上を図る。(2日、1回、80人/回)

(2) 福祉・介護分野人材キャリアアップ研修等臨時対策事業の実施(県補助事業)

介護サービスの全体的な質の向上を図るため、職場外訓練の実施が困難な事業所等に従事する者のキャリアアップを支援する

○ 介護技術研修(生活支援技術研修)(2日、2回、45人/回)

介護従事者の腰痛予防を図り、利用者の自立を支援する介護技術を習得する。

○ 訪問介護員スキルアップ研修Ⅰ(1日、1回、120人/回)

適切で効果的な介護サービス提供ができるよう、訪問介護員のスキルアップを図る研修を実施する。

○ 訪問介護員スキルアップ研修Ⅱ(1日 2回、30人/回)

在宅で利用者の口腔機能に合わせた食事が作れるよう、増粘剤の使い方と嚥下について学ぶ。

○ 認知症高齢者介護家族への個別相談等対応研修(1日、3回、80人/回)

認知症高齢者を介護する家族の心身の負担を軽減させ、その人や家族に適したサービスのマネジメント等が行える能力を身につける。

(3) 高齢者権利擁護推進事業(1日 2回 100/回)(新規)

○ 介護施設等看護実務者研修

介護施設等の看護職員を対象として、医療的な観点から権利擁護の視点に立った権利擁護のための取り組みを行う人材を養成する。

(4) 認知症普及啓発事業(1日 1回 200人)(新規)

○ 認知症フォーラム(仮題)

講演会等を実施し、地域における認知症の理解の促進を図ることにより、地域の実情に応じた効果的な支援が出来る

4. 自主事業の実施

(1) 認知症ケア専門士認定試験受験対策講座(1日 2回 50/回)(新規)

認知症ケアに対する優れた学識と高度な技術、および倫理観を備えた認知症ケアのエキスパートの養成を支援する。

(2) 生活支援技術研修(初級編・中級編)の開催(2日、1回、45人/回)

重度化した利用者の自立を支援するために必要な知識と技術を習得する。

VIII 介護支援専門員養成事業の実施

予算額 34,075千円

介護保険制度のキーパーソンとなる介護支援専門員（ケアマネジャー）に係る事業として、実務研修受講試験を実施するほか、実務研修・現任研修等の研修内容の充実強化を図る。

また、平成18年度の介護保険制度等の大幅な改正により、地域包括支援センターの創設、主任介護支援専門員の創設、介護支援専門員の登録制度・更新制度の導入等が施行されたが、平成24年度の次回改正に向けて、制度の改正内容の周知徹底を図るとともに、実務研修や専門研修Ⅰ・Ⅱ、再研修、主任介護支援専門員研修等を引き続き実施し、介護支援専門員の資質向上を図る。

1. 介護支援専門員実務研修受講試験の実施(県指定実施機関)

介護支援専門員の業務に関する演習等を主体とする実務研修を受講するに際し、事前に、介護支援専門員の業務に関する専門的知識や技能等を有していることを確認するために試験を行う。

- ・実施期日 平成23年10月23日(日)
- ・会場 秋田市及び近郊の大学等
- ・受験申込者数 2,000人(予定)

2. 介護支援専門員実務研修、現任研修(基礎研修・専門Ⅰ・Ⅱ研修)等の実施

(一部補助事業)

(1) 介護支援専門員実務研修の実施 (県指定実施機関)

介護支援専門員実務研修受講試験の合格者に対して、介護保険制度の適切かつ円滑な運営に資するため、必要な知識、技能を有する介護支援専門員を養成する。

- ・期間 平成23年7月～平成23年8月まで
平成24年1月～平成24年3月まで
- ・実施場所 秋田市で開催(前期3日間、後期4日間を4組で実施)
- ・実施方法 前期・後期合わせて概ね45Hの受講時間
- ・受講予定者数 380人(受講者数により研修組数を決定)

(2) 介護支援専門員現任研修等の実施 (補助事業)

介護保険制度の円滑な運営に必要な知識、技術の習得など、介護支援専門員の経験年数別に、その資質の向上のための研修等を実施する。

① 実務従事者基礎研修の実施 (県指定実施機関)

現行の介護支援専門員実務研修を修了し、実務に就いた後、1年未満の方を対象。原則として対象者全員が受講することとする。(4日間×2組、28H)

② 専門研修課程の実施（県指定実施機関）

- 1) 実務に就いた後6ヶ月以上の方を対象とした「専門研修課程Ⅰ」を実施する。
(6日間×2組、33H)
- 2) 実務に就いた後3年以上の方を対象とした「専門研修課程Ⅱ」を実施する。
(3日間×2組、20H)

3. 主任介護支援専門員研修の実施(県受託事業)

主任介護支援専門員は、平成18年の介護保険制度の改正により、地域包括ケアの中核的役割、ケアマネジャーへの支援困難事例の支援、日常的な支援、職場内において、ケアマネジャーに対し適切なスーパーバイズの実施を行う役割を担う人材として、設置されたものである。

地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等に配置される、現任の実働経験5年以上の介護支援専門員を対象に、主任介護支援専門員の養成研修を実施する。

内容は、スーパーバイズ、対人援助技術、地域資源の活用等についての研修を予定している。(10日間、66H、80人)

4. 介護支援専門員更新研修の実施(県指定実施機関)

介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課することにより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員としての必要な知識及び技術の向上を図り専門職としての能力の保持・向上を図る。

介護支援専門員証の有効期限が1年以内に満了する者で、次のいずれかに該当する者について、更新研修を実施する。

(1) 介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者

介護支援専門員実務研修相当の研修を受講することとする。
(前期3日間、後期4日間の2組で実施予定、概ね45H)

(2) 介護支援専門員として実務に従事している者又は、従事していた経験を有する者

介護支援専門員専門研修Ⅰ及び専門研修Ⅱ相当の研修を受講することとする。

専門研修課程Ⅰ相当	6日間×2組、33H
専門研修課程Ⅱ相当	3日間×3組、20H、合計 53H

5. 介護支援専門員再研修の実施(県受託事業)

介護支援専門員として実務についていない者、又は実務から離れている者が実務に就く際、介護支援専門員としての必要な知識、技能の習得を図る。

登録後5年以上実務に従事したことがない者又は、実務経験はあるが、その後5年以上実務に従事していない者で、今後新たに員証の交付を受けようとする者について、再研修を実施する。

介護支援専門員実務研修相当の研修を受講することとする。
(前期3日間、後期4日間の2組で実施予定、概ね45H)

6. 主任介護支援専門員フォローアップ研修の実施(自主事業)

主任介護支援専門員研修を修了した方を対象に、計画的に資質向上のための研修を実施する。(100人×2回)

IX 介護サービス情報の公表事業の実施

予算額 54,894千円

1. 指定介護サービス情報公表センターの運営(県指定実施機関)

平成18年4月から施行された、「介護サービス情報の公表」制度は、介護サービスの利用者が介護サービス事業所を適切に選択できるようにするため、基本情報及び指定調査機関が行った調査情報を「秋田県介護サービス情報公表システム」を通じ公表するものである。当財団は、県から「介護サービス情報公表センター」の指定を受けており、制度が円滑かつ適正に施行されるよう運営の充実を図る。

(1) 情報の公表を行う介護サービスの種類

情報の公表対象サービスは、平成18年度には、基本サービスの9サービス、19年度は、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、介護療養型医療施設の3サービスが追加され12サービスに、20年度には、12サービスと同類型の介護予防サービス、地域密着型サービスの一部を追加し、13類型35サービス、21年度からは、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護等のサービスが新たに追加され、公表の対象となった50サービスについて全て施行されることになり、報告・調査・公表が実施されている。

23年度も前年度と同様の対象サービスとなるが、利用者に活用される制度として定着するよう、利用者や介護支援専門員等への普及啓発に努める。

○介護サービス情報公表対象介護保険事業所予定数 1,592ヶ所
(調査対象事業所：1,522ヶ所、新規事業所：70ヶ所)

(2) 介護サービス情報の内容

- ・基本情報(職員体制、利用料金等の基本的な事実情報)
- ・調査情報(介護サービスに関するマニュアルの有無、サービス提供内容の記録管理の有無等の事業所が報告した内容について、調査機関から調査員が訪問し、事実確認の調査を行うもの)

(3) 報告・調査・公表事務に関する計画の策定

(4) 事業者による報告

(5) 報告の受理

(6) 調査事務の実施

(7) 情報の公表(公表システムによる公表、要望に応じて紙媒体による情報提供、閲覧等)

(8) 苦情等の対応

- ・苦情対応窓口等の公表
- ・苦情等の対応

2. 「介護サービス情報の公表」制度施行支援事業の受託 (予算額再掲 383千円)

(1) 事業の目的

「介護サービス情報の公表」制度が円滑かつ適正に施行されるよう制度のPRを図る。

(2) 事業実施内容

「介護サービス情報の公表」の円滑な施行を図るため、市町村、介護サービス事業者、利用者・利用者家族向けに、啓発用パンフレット等を作成し、公表制度のPRを図る。

3. 地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護）の外部評価調査員養成研修事業の実施（県指定実施機関）（予算額再掲300千円）

利用者が安心した暮らしを送るために、地域密着型サービス事業所は、日頃からサービスの質の確保と向上に努める必要がある。外部評価は、地域密着型サービス事業所が実施する自己評価を補い、良質な地域密着型サービス事業所づくりを手助けするためのものであり、すべての地域密着型サービス事業所に、年1回の外部評価の受審が義務付けられている。

外部評価調査員の養成については、県が指定する法人で、かつ外部評価を行っていない法人が研修を実施することになっているため、当財団が県から指定を受けて養成研修を実施するものである。

- ・ 受講対象者
外部評価を実施する評価機関に属するもの(予定を含む)であって、今評価調査員として従事しようとする者。
- ・ 定員 20人
- ・ 日程 4日間(26時間)とし、うち1日間(8時間)は実習とする。

X シルバーサービスの振興事業の実施(自主事業)

予算額 688千円

介護保険制度の創設以降、介護需要の増大と、介護サービス供給量の拡大に伴い、規制緩和に伴う参入事業者の多様化や、消費者の価値観の変化に対応した取り組みが必要となっている。

このため、公的サービスのみならず、通常の市場として相対契約の下で提供されるサービスとを選択、契約・利用する等、高齢者のさらなるニーズの多様化が予想されている。このようにシルバーサービスの振興は、高齢者をとりまく環境の変化と、今後の市場動向を踏まえ、新たなステージを迎えつつある。このような中で、次の取り組みを展開し、明るい長寿社会づくりの啓発、シルバーサービスの振興を図る。

1. 介護保険セミナー、生きがいセミナー等の開催

引き続き賛助会員制の普及啓発を図るとともに、介護保険セミナー、生きがいセミナー等を開催し、明るい長寿社会づくりの啓発、シルバーサービスの振興を図る。

- ・ 介護保険セミナー・生きがいセミナー 年2回開催

2. シルバーサービス展の開催

シルバーサービス展等を開催し、シルバーサービスに関する啓発普及を図る。

- ・ 平成23年11月開催予定（福祉・文化の集いと合同開催）